

広島県告示第 514 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 20 年 5 月 26 日

広島県知事 藤 田 雄 山

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	兵庫県西宮市新明和町 1 - 1 新明和工業株式会社 代表取締役 金子 忠
工場又は事業場の所在地及び名称	東広島市八本松町宗吉 125 新明和工業株式会社 広島工場

2 申請の内容

63 ホ 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 1 基を設置し、汚水等の処理の方法を変更し、排出水の汚染状態を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1)

種 類		63 ホ 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗 浄施設 1基 (No. 6 塗装ブース)		
能 力		面積 150 m ² を塗装		
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間		
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに		
使 用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		12時間連続 (なし)	
	項 目		通 常	最 大
	排 出 さ れ る 汚 水 の 状 態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	5~11	4~12
		生物化学的酸素要求量	600	800
		化学的酸素要求量	300	400
		浮遊物質質量	400	600
		窒素含有量	500	1,000
	燐含有量	500	1,000	
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		0	0
汚 水 等 の 排 出 先		産廃処分		

(2) 汚水等の処理の方法

(その1) No. 1 汚水処理施設

		変 更 前	変 更 後
工	工 事 着 手 予 定 年 月 日	既設	許可後直ちに

期等	工事完成予定年月日						着手後1週間				
	使用開始予定年月日						完成後直ちに				
使用の方法	汚水等の汚染状況 処理前処理後の	項目		処理前		処理後		処理前		処理後	
				通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
		燐含有量	(単位： mg/l)	336	640	8	16	335	640	6	16

(3) 排出水の汚染状態

排水口名	項目		処理前		処理後	
			通常	最大	通常	最大
No. 1 排水口	燐含有量	(単位： mg/l)	8	16	6	16

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成20年5月26日から平成20年6月16日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境部環境保全課及び広島県東広島地域事務所厚生環境局環境管理課並びに東広島市生活環境部環境保全課